

説明資料(第1稿)および具体的な整備内容シート(第1稿)の 琵琶湖部会に関連する部分についての 具体的な意見、提案等

1 琵琶湖部会委員からの意見…………… 1

<意見募集の内容>

5/19開催の第22回琵琶湖部会において、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」および、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に係る具体的な整備内容シート(第1稿)」における琵琶湖部会に関連する部分について、具体的な意見や提案等を募集することが決定し、以下の要領で意見を頂いた(5/31締切)。

追加すべき内容、修正すべき内容とその修正案

たとえば

- ・「実施」と記載されている事業について、実施の可否、内容の追加、修正の方向(削除すべき、検討から始めるべき等)とその理由
- ・「検討」と記載されている事業について、検討の方向性や追加、修正の方向(削除すべき、早く実施すべき等)

2 各テーマ別部会に文書で出された意見…………… 19

注:

- ・H15.6.8までに、各部会や委員会へ委員から文書にて寄せられた意見の中で、琵琶湖部会に関連すると思われる意見を庶務が抜き出したものです。
- ・全意見は委員席の机上資料として置いていただきますので、そちらを参照ください。

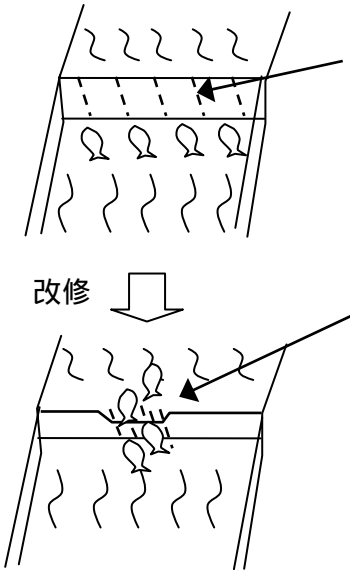
1 琵琶湖部会委員からの意見

頁	意見	委員名
はじめに、河川整備の基本的な考え方(p.1～p.2)		
はじめに		
1 p.1 ~ p.2	<p>全体に関わりますので、はじめの部分でぜひお考えいただきたい(記載していただきたい)。</p> <p>「河川管理にあたっては、直轄河川のみならず、琵琶湖淀川流域全体の管理を行う必要がある」</p> <p><意見></p> <p>その主旨は、「点」の管理では、水系管理の理論破綻になるからです。したがって、「線(河川流路)」さらに「面(流域界)」の管理を進めるべきです。例えば、森林と河川とのかかわり、産業活動と河川とのかかわり、を考えなければ琵琶湖生態系の環境を考慮したよりよい河川管理ができないことは明らかです。このためには他省庁との連携が必要になります。</p>	三田村
3.河川整備の基本的な考え方		
2 p.1 下から 9行目	<p>2)琵琶湖の生い立ちは、数百万年もさかのぼり、多様な固有種を有する豊かな生態系を形成してきた。</p> <p>一方、琵琶湖の水は、湖周辺のみならず、下流京阪神の水道用水や工業用水に利用され、流域の人々の生活や経済発展を支えてきた。これは下流で水を利用するための琵琶湖の人工的水位変動によってもたらされたものであり、それが琵琶湖の環境変化の一つの要因ともなっている。このため河川環境の観点から琵琶湖の水位を水利用との調和を図りつつ、できるだけ保持すること多様な固有魚介草種の棲息を保全しうる条件を永遠に維持しうることが求められている。(文言修正)</p>	倉田
3 p.1 下から 6行目	<p>3)高度経済成長期以降、急激な社会の変化にともない、実施されてきたダムや堰等による水資源開発施設の建設や洪水対策のための河川整備は、流域の開発と相まって、河川的环境や生態系に<u>予期せぬ悪影響</u>を与えていることも事実である。(文言追加)</p> <p><理由></p> <p>「影響」には好影響と悪影響があり、現在は後者と見られるものだから、ハッキリと。</p>	倉田
4 p.1 下から 4行目	<p>また、ダムの建設は広範囲にわたる水没を伴い地域社会に大きな影響を与えるとともに、<u>下流域への流量・水質の変化および魚介草類の棲息に欠かせぬ適度の流砂の遮断などで不可測の影響を与えた。</u>(文言追加)</p> <p><理由></p> <p>文を補足・追加して欲しい。説明に欠けるから。</p>	倉田
5 p.2 4行目	<p>このように水循環系に対して、変化を与えるあらゆる人間活動が、</p>	倉田

	頁	意見	委員名
		<p>河川の治水、利水のみならず、<u>生物多様性をおびやかす程までに環境にまで影響を与えている。</u>(文言追加)</p> <p><理由> 影響の種類のうち重要なものを不明のままにするから。</p>	
6	p.2 7行目	<p>5)河川敷の利用については、沿川の市街化並びに人口増加に伴い、河川敷以外でも設置可能なグラウンド等のスポーツ施設が整備され、これらが河川の環境や生態系へ<u>不予測の悪影響</u>を与えてきた。(文言追加)</p>	倉田
7	p.2 9行目	<p>6)以上のような治水、利水、環境、利用の課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、<u>生物多様性の保全を永続させるための流域的視点</u>に立って、流域のあらゆる関係者が連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、以下を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定する。この際、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う。(文言追加)</p> <p><理由> 流域的視点の目的をハッキリしておくべきだから。</p>	倉田
8	p.2 下から 5~4行目	<p>河川環境にこれまで及ぼしてきた<u>悪影響(or 諸影響)</u>を真摯に受け止め、河川環境の<u>本来的機能を永続的に保証し得るよう</u>に修復を図る。(文言追加)</p> <p><理由> 「本来的機能を永続的に保証し得るよう」：修復の目的・目標が示されていないので。</p>	倉田
9	p.2 下から 2行目	<p>河川の利用については、利用者の理解を得ながら「河川環境の保全を基本とした<u>適正な利用の促進</u>」と「河川環境を損なう利用の是正」を図る。(文言追加)</p> <p><理由> 勝手気ままな利用でなくても…という意味をハッキリさせるために。</p>	倉田

頁	意見	委員名
計画策定 (p.3)		
4.1.2 対象期間 (河川整備の方針)		
10 p.3 9行目	本計画の対象期間は、概ね20～30年間とする。 <u>ただし、それ以後に影響が発生する怖れを案ぜられることは極力関与を避ける。</u> (文言追加)	倉田
5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携 (具体の整備内容)		
11 p.3 下から 3行目	本整備計画の実施に当たっては、琵琶湖・淀川流域水質環境管理協議会(仮称)や、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)等の場において、相互に連携した総合的な取り組みを検討(名称改称) <理由> 「水質」は河川環境要因(素)の一つでしかなく、もう少し環境要因(要素)を広く把えてチェックする協議会にと望みたいから。	倉田

	頁	意見	委員名
河川環境 (p.4~p.10)			
2.1 河川環境 (現状の課題)			
12	p.4 5行目	淀川水系におけるこれまでの河川整備は、洪水氾濫頻度を減少させ、多量の水利用を可能にし、河川敷の都市公園としての利用を促進させ、 <u>地域社会面に偏重した貢献に努め勝ちであったに貢献してきた。</u> (文言修正) <理由> 河川は特定の範囲の地域社会だけでなく、上・下流の広範囲に下流末端の海面にも責任を持たさねばならぬもので、そうした広範囲への配慮を欠いていることをハッキリさせるため。	倉田
13	p.4 下から 5~3行 目	…ダムや堰などによる上流から下流への縦断的な連続性の分断や流域における急激な開発と社会活動の増大による河川水質・底質の悪化や河川生態維持に必要な流砂の遮断など淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。そして、これらの変化も受けて固有種を含む在来生物種の減少、湿地性植物から陸地性植物への移行など、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。(文言修正) <理由> 「在来生物種」: 表現を正確にした方がよいのでは。	倉田
4.2 河川環境 (河川整備の方針)			
14	p.4 3~6行 目	これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系に与えてきた悪影響 (or 諸影響) を真摯に受け止め、淀川水系における今後の河川整備は、各河川に応じた河川の横断的・縦断的の形状の改善、残された環境の保全や失われた環境の再生及び住民が安心して利用できる水質の改善などを目指した本来の河川環境の永続的な修復を図る。(文言修正)	倉田
15	p.4 8行目	また、水、土砂、生物など多様な要素が複雑に依存しながら形成されている河川環境を保全及び再生していくに際しては、 <u>可及的に知見を結集し、常に慎重にモニタリングを行いながら、河川環境の反応を把握してフィードバックをしながら進めることとする。</u> (文言修正)	倉田
5.2 河川環境 (具体の整備内容)			
16	p.5 ~ p.10	数カ所にモニタリングを実施するという表記がありますが、5.2.1 から8のすべての項目の第1番目に(1)戦略的環境アセスメントを実施するという見出しを入れてほしい。	川端
河川形状			
5.2.1 河川形状 (具体の整備内容)			
(2)横断方向の河川形状の修復			
2)横断方向の河川形状の修復の検討			
17	P.5	ワンド・たまり 1ヶ所、水辺移行帯 3ヶ所、汽水域干潟・ヨシ原 1ヶ	川端

	頁	意見	委員名
		所、内湖・湿地帯（何ヶ所が記載なし）と、検討箇所が 1 から数カ所に限られています。それぞれの河川と琵琶湖について適正数および適正規模の検討を行なってほしい	
(3)縦断方向の河川形状の修復			
18	p.5 下から 7行目	<p>(3)縦断方向の河川および井堰・落差工および河床掘削による形状の修復（文言修正）</p> <p><理由></p> <p>特に、流量減少時に井堰・落差工の一部に魚類の降下・遡上を扶けるための流水集中用切り込みを入れる。</p>  <p>流れが減ると落差壁を流水が導って流れ、滝状の落水がなくなり、魚の流下も遡上のための落下水の中を飛び跳ねることも出来なくなる。</p> <p>切り込みを入れて流水の束を作ってやる。 （この改修を判り易く文章化して加筆して欲しい）</p>	倉田
19	p.5 下から 2行目	<p>2) 縦断方向の河川形状の修復の検討</p> <p>現状の井堰、落差工などにおける魚類の遡上・降下および瀬切れを可及的に防止するための河床掘削による流水路確保のためのに配慮した構造改善の検討（文言修正）</p> <p><理由></p> <p>河床が流砂礫堆積などで下流に向けて浅く（河床が高く）なって瀬切れを起こしている所を導水路状に掘削したりコンクリート樋を埋め込んだりして水路を確保して魚類の遡上・降下水路を作るように工夫が望まれる。</p>	倉田
水位			
4.2.2 水位（河川整備の方針）			
20	p.6 4行目	<p>河川環境及び琵琶湖の湖岸環境を改善するための水位変動や攪乱の増大を図る観点から、治水・利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰などの流量調節操作の運用の見直しを検討する。（文言修正）</p>	倉田

	頁	意見	委員名
		<理由> 「運用」だけでは飛躍しすぎた表現で誤解される恐れがあるから。	
5.2.2 水位（具体の整備内容）			
(2)生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位操作の検討 瀬田川 瀬田川洗堰（環境 - 28） 【丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料 第1編-36（第21回委員会資料3-1）】			
21	p.6	琵琶湖が完成した以降に高水位維持による湖岸侵食や水位低下による産卵への影響の問題が顕在化してきた。 ここでは、瀬田川洗堰の運用を検討し水操作におけるモニタリングを実施し総合的に水位操作方法を検討していくとしているが、丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料第1編 36のまとめでは、水位低下の影響をいろいろ述べたうえで一気に結論を、「琵琶湖の直接補給する貯留施設および琵琶湖下流河川に水を振り替え補給する貯留施設が緊急に実施可能です。」と、結論づけている。 この2つの検討は、前者は理解できるが、後者にいたっては極めて短絡的であり根本的な再検討が必要である	寺川
水量			
4.2.3 水量（河川整備の方針）			
22	p.6 下から 4行目	できるだけ自然流況に近い流量が流れるように、治水・利水への影響を考慮した上で、ダム・堰等の <u>流量調節（操作）運用</u> を改善し、水位変動や攪乱の増大等を図るための検討を行う。（文言修正）	倉田
23	p.7 2行目	また瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの下流においては、洪水のあと急激な水位低下が生じないような <u>流量調節の運用操作</u> を検討した上で、実施する。 （文言追加）	倉田
5.2.3 水量（具体の整備内容）			
(1)水位変動や攪乱の増大を図るための、ダム・堰の運用に関する検討及び試験運用の実施			
24	p.6 26行目	(1)水位変動や攪乱の増大を図るための、ダム・堰の <u>流量調節（操作）運用</u> に関する検討及び試験運用の実施（文言追加）	倉田
(3)下流における急激な水位低下が生じないダム・堰の運用操作の実施			
25	p.7 6行目	(3)下流における急激な水位低下が生じないダム・堰の <u>流量調節の運用操作</u> の実施（文言追加）	倉田
水質			
4.2.4 水質（河川整備の方針）			
26	p.7 9行目	河川水質の改善のためには、河川内での浄化対策には限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策を強力に進めなければならない。 そのため、生態系にとってから望ましく、安心して水辺で遊べ、水道	倉田

	頁	意見	委員名
		水源としてより望ましい河川水質等を新たな目標として設定し、… (文言修正)	
5.2.4 水質 (具体の整備内容)			
(1) 下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会 (仮称) の設立の検討			
27	p.7 10 行目	(1) 下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水系の水質等環境管理協議会 (仮称) の設立の検討 (名称改称) < 理由 > 琵琶湖と他の河川水系を分けて協議会を出来れば猪名川も分けては。 水質は流量などとも関連するなどから、「水質」だけでなく「水質等環境」の管理協議会としてはどうでしょうか。という気がします。	倉田
(2) 琵琶湖の水質保全対策			
1) 水辺移行帯 (内湖・湿地を含む) 復元のための調査・検討・試験施工の実施 (環境 - 39)			
28	p.7 16 行目	琵琶湖では今年も最大規模の赤潮が発生するなど、危機的な状況が進行している。琵琶湖の水質悪化のひとつに本来自然な水辺移行帯の喪失が指摘され、その改善が言われている。 ここでは、この「水辺移行帯 (内湖・湿地を含む) の復元のための調査・検討・試験施工の実施」が整備内容になっているが、具体的には直轄外の管理者である滋賀県との調整が不可欠である (環境 39 では、未定 (滋賀県と調整))。 現在、滋賀県でも淡海の川づくり委員会が流域委員会と並行して進められているが、ここでも湖岸の復元がテーマに上げられており、委員の中にも重複参加している方がいる。 今後、この問題を進めるにあたっては滋賀県との調整、連携が不可欠であり、課題についても水辺だけではなく、周水域全般の課題、農業用水、ダム計画など大きな課題で連携して進めなければ解決しない問題が多くある。 このため、早い段階でまずは淡海の川づくり委員会との話し合いを持ち、情報・意見交換を行い、共通認識のもとに進める事が重要と考えるので、合同委員会の開催を提案する。	寺川
生態系			
4.2.6 生態系 (河川整備の方針)			
29	p.8 下から 2 行目	固有種・在来種・希少種の保護のために、外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について検討する。一方、関係機関や地域住民等と連携しながら外来種対策をに関し推進し、啓発活動も実施する。 (文言修正)	倉田

	頁	意見	委員名
5.2.6 生態系（具体の整備内容）			
(3) 外来種対策の推進			
2) 外来種のリリース禁止などの自治体の条例制定に向けた調整・協議（環境 - 64）			
30	p.9 下から 1行目	外来種問題は、リリース禁止だけでは解決しない。滋賀県の条例を参考にしながらも根本的な解決に向けた対策が求められている。最近新たな外来種の移入の危険が指摘されており、ブラックバス、ブルーギル対策はもとより、外来種対策として国としての抜本的な取り組みが必要である。協議・調整だけではなく専門化による検討委員会を早期に立ち上げるべきである。	寺川

	頁	意見	委員名
治水・防災 (p.11 ~ P.21)			
4.3.1 洪水 (河川整備の方針)			
(2) 浸水被害の軽減			
2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減			
31	p.14 12 行目 ~	<p>「琵琶湖の高水位による浸水被害の軽減を図るため、瀬田川下流部の流下能力（放水能力）の向上を図る。」となっているが、流下能力の向上だけが解決策ではない。</p> <p>琵琶湖総で、非常時の琵琶湖の水位は1.4mまで可能とされており、この範囲での運用が可能ならずである。水位管理の見直しとの関連もあり、あわせて検討しなければならないが、万一、浸水被害が出るとしても、その範囲と補償がどれだけかかるのか、検討が必要である。</p> <p>流下能力の向上は、自然環境の悪化を伴う大規模な工事につながる。安易に頼るべきではない。</p>	寺川

	頁	意見	委員名
利水 (p.22)			
2.3 利水 (現状の課題)			
32	p.22 18 行目	しかし、近年の少子高齢化社会の到来や人口増の緩和等、社会経済の変化は急激であり、かつて日本経済を支えた臨海工業地帯では、工場の海外移転や資源循環型への転換などにより使用水量が減少している。(文言削除) < 理由 > 「あり」の前の文と後ろの文を一つに受け止めた表現の方がよいと思う。	倉田
4.4 利水 (河川整備の方針)			
(1) 水需要の確認			
33	p.22 3 行目	今後の水需要を利水者に確認し、厳正に <u>予測</u> ・吟味する。(文言追加)	倉田
5.4 利水 (具体の整備内容)			
34	p.22 17 行目	(5) 従来、渇水時のみ開催していた渇水対策会議を、平常時からの水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の検討調整 (文言修正) < 理由 > 「改正の調整」は文意不鮮明です。	倉田

	頁	意見	委員名
利用 (p.23 ~ p.25)			
2.4.1 水面 (現状の課題)			
	35 p.23 3行目	淀川は古来より舟運が盛んで、大阪と京都を結ぶ文化・ <u>経済</u> の路として利用されてきた。(文言追加)	倉田
5.5.1 水面 (具体の整備内容)			
(1)水面の利用に関しては、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用協議会等の組織を活用して以下の規制について検討、実施			
1)水上オートバイの利用規制			
滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(滋賀県条例第52号)との連携を図り、利用規制を検討し、規制区域を設定(利用-2)			
	36 p.23 13行目	滋賀県の関連条例との連携をここでは述べているが、滋賀県のこの種の条例は、水上オートバイの2ストロークエンジン禁止が2008年3月、規制範囲は琵琶湖の4分の1など、実効性はきわめて少なく解決を先送りしている。欠陥商品ともいえる水上オートバイは速やかに規制すべきであり、これまで指摘してきたとおりこのような滋賀県の欠陥条例に合わせるのではなく、外来種対策も含めて利用についての法による規制を含め国としてのきっちりした施策が求められる。 したがって、滋賀県への参加・連携ではなく、しかるべき検討委員会を設置し、根本的な対策を確立したうえで、滋賀県を指導監督すべきである。	寺川
2.4.2 河川敷 (現状の課題)			
(3)ホームレスの増加			
	37 p.24 下から 5行目	近年、淀川下流区間などにおいて、ホームレスの <u>仮泊ないし常住の増加</u> が見られる。(文言追加) <理由> 「仮泊ないし常住の」にしないと、ホームレスが来ているだけでは問題にしにくいと思うが。	倉田
5.5.2 河川敷 (具体の整備内容)			
(1)河川敷地占用許可施設			
	38 p.24 5行目	1)ゴルフ場、公園等占用施設 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、 <u>周辺環境・地域性を</u> 考慮しつつも、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し…(文言修正)	倉田
2.4.3 舟運 (現状の課題)			
	39 p.25 3行目	京都と大阪を結ぶ交通の大動脈であった淀川の舟運は幕を閉じて以来約40年間、舟運は伏見・観月橋周辺での観光や砂利採取の <u>土砂運搬船</u> (or <u>砂利運搬船</u>)等の航行に止まっている。(文言修正)	倉田

	頁	意見	委員名
ダム (p.26 ~ p.27)			
4.6.1 ダム計画の方針 (河川整備の方針)			
40	p.26 8行目	他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に限って (or のみ) 実施する。(文言追加)	倉田
2.5.1 既設ダム (現状の課題)			
41	p.26 16行目	ダムなどの横断工作物による土砂移動の連続性の遮断が、下流河川の一部区間で河床材料の変化を招き水生生物の繁殖・生息環境に影響を与えているところもある。(文言追加)	倉田
4.6.2 既設ダム (河川整備の方針)			
42	p.26 17行目	・魚類等の遡上や降下が容易にできる構造への改善施設について検討する。(文言修正)	倉田
43	p.26 19行目	・できるだけ自然流況に近い流量が流れるように、治水・利水への影響を考慮した上で、ダムの放流水量の調整運用にを改善し、水位変動や攪乱の増大等を図るための検討を行う。(文言修) <理由> 改文しないと不親切な表現になると思うので。	倉田
44	p.26 23行目	・土砂移動の連続性を確保するための方策を講じ、河床の改善や河川本来の流砂復元を図るよう検討する。(文言追加)	倉田
45	p.26 25行目	・ダムの放流水の水温については、下流への影響を勘案して流量調整面での改善対策を実施する。(文言追加)	倉田
5.6.1 既設ダム (具体の整備内容)			
(4) 下流に急激な水位低下が生じないダムの運用操作の実施			
46	p.26 8行目	(4) 下流に急激な水位低下が生じないダムの放流量調整上の運用操作の改善・実施 (文言追加)	倉田
4.6.3 各ダムの整備の方針、5.6.2 各ダムの整備内容 (4/12、5/16 ダム計画見直し案資料含む)			
(4) 丹生ダム			
47		整備計画策定に向けての説明資料に関する意見 (別紙 1 (p.14) 参照) 1. 「提言」の趣旨と「第 1 稿」の位置づけ、「ダム計画の見直し案」について 2. 琵琶湖の「環境・生態系」の保全を目的とすること 3. 「見直し案」の琵琶湖環境・生態系保全の視点について	中村
48	p.27 16行目	別紙 2 (p.17) 参照	寺川
49	p.27	結論に至るまでに十分な科学的検討が行われたかどうか、疑問に思っています。 残念ながら、提出されたデータは、必ずしも十分な科学的検討を行	西野

頁	意見	委員名
	<p>った上での結論ではないように思えます。</p> <p>水位管理WGでも主張しましたように、夏期の低水位（6/15以降の）と、著しい水位低下の頻発化は、いずれも1992年以降の洗堰操作規則の変更によって生じた人為的な操作の結果であり、は人為的な操作に降雨量の減少という自然の影響が加わった結果です。生態系への影響軽減は、まずその原因である人為的操作を十分見直すことから始めるべきであり、それを十分検討せずしてダムにその解決を求めることには無理があります。また、説明資料を見る限り、ダムによって解消されると考えられる効果はの著しい水位低下の緩和にとどまり、によるコイ科魚類の産卵への悪影響が解消されるものではありません。そういう意味で丹生ダムが生態系への影響を十分緩和するとはいい難いと思います。</p> <p>もう1点、気になるのはダムの放水等による琵琶湖水質への影響です。生物の活性が最も高くなる夏期に、琵琶湖と比べて富栄養であると考えられるダムの水を放水することが琵琶湖の水質にどう影響するのか、また冬期に琵琶湖に流入する融雪水量がどの程度低下し、深底部への酸素供給にどの程度影響するのかについても、十分な科学的検討が求められます。</p>	

中村委員ご意見

整備計画策定に向けての説明資料に関する意見

1. 「提言」の趣旨と「第1稿」の位置づけ、「ダム計画の見直し案」について
 - ◆ 利水、治水を目的とし、結果的にもたらされる環境への影響評価を判断の材料に加える、というのがこれまでの河川整備計画基本的な考え方であった。改正河川法は、利水、治水とともに新たに「河川環境の整備と保全」を河川行政のなかに明確に位置づけ、とくに河川生態系の保全と回復を目標とすることにした。それを実現するために、計画の策定プロセス自体に根本的な変革をもたらす「理念の転換」が必要であるというのが「提言」の趣旨であった。
 - ◆ しかし、「第1稿」には利水における水需要の精査、治水技術の幅広い検討などが含まれておらず、「河川環境・生態系」の保全を利水、治水と併せて目標とする計画の全体について委員会として十分議論できていない。現時点で「実施」、「検討」を個別的に議論出来るものについては、テーマ部会で先行的に議論することになっており、環境・利用部会においても「環境・生態系」の保全に関する検討が一定の進捗を見せている。
 - ◆ 今回新たにダム計画の見直し案説明資料が追加提示されたが、上記と同じ理由で環境・利水、治水と併せて目標とする計画の全体について議論することができない。従って、以下では琵琶湖の「環境・生態系」の保全にかかる記述が上記の「理念の転換」に沿ったものになっているか否かを含め、いくつか重要と思われる点についてのみとりあえず整理してみる。

2. 琵琶湖の「環境・生態系」の保全を目的とすること
 - ◆ 「見直し案」は、「環境・生態系」の保全を、利水・治水とともに重要な目標に掲げており、一般論として、これは「提言」の趣旨に沿うものと考えられる。ただ、現時点での記述は、「環境・生態系」の保全をダム計画推進の最も重要な要因とする記述となっているため、達成し得る保全を効果や起こり得るマイナスの影響の評価については特に慎重かつ十分な検討が必要と思われる。
 - ◆ 上記の検討では、効果の検証や影響の評価をめぐる不確定性への配慮や科学的根拠の確立を含め、どの様な判断をすべきかが大きなポイントとなる。とくに、効果の検証については代替手段の採用を含めた費用対効果の検討が、影響の評価についてはそれが一過性のものか永続的・非可逆的なものかなどについて幅広い検証と検討が必要となると考える。
 - ◆ 以下、いくつか具体的な課題を示す。まず、琵琶湖の「環境・生態系」全般的保全についてである。今回提示された「見直し案」では、湖岸生態系の保全、瀬切れ防止などに貯水容量を生かすことが出来としているものの、流域全体（流入河川の集水域、流入河川とそれが直接間接影響を及ぼす湖岸域一体、湖内全域、湖底全域、流出河川群とその

流下過程など)に関する視点が希薄の様に思われる。今後、琵琶湖の「環境・生態系」全般の保全との関係を更に明確にしていく必要があると思われる。

- ◆ 今回提示された「見直し案」の主要な部分が、ダムの貯水効果を活用した水位の調整による湖岸生態系の保全に割かれ、実現可能な最大水位調整幅が示されているが、気象要因との関係を含め、貯水量などによる水位変動の幅、湖岸生態系の保全効果を具体的にどの様に評価すべきか、あるいはすることが出来るのかについてより詳細な考え方を示して頂きたい。
- ◆ 湖岸生態系の保全は、ダムの貯水効果を活用した水位の調整のみならず、関連する他の要因(湖岸形態の改変、流入河川河口域の形状の改変、湖変遷移領域の自然生態系機能の回復)を含めた幅広い検討が必要と思われる。それらを含めた包括的な検討の中でダムの貯水効果やその費用便益をどの程度見積もるかが課題となると思われる。
- ◆ 河川整備が目的とする「環境・生態系」の保全は上記の琵琶湖流域全体について求められており、湖岸生態系の保全はその一部でしかない。河川整備計画は、総じて琵琶湖を含めた(治水・利水に加えて)河川(湖沼)環境の改善を目的とするわけだから、仮に貯水効果の活用が望ましいとしても、その規模や範囲はそれら全ての検討の結果決まるもので、現在見直しをすることになっている利水規模をそのまま検討の前提とするには無理がある。
- ◆ 総じて河川(湖沼)環境・生態系の保全を目的とする以上、「環境・生態系」の保全はマイナスの影響も含めて全て計画目的の枠の中に含めるべきで、すでに別の理由で目的を限定し(例えば治水・利水目的の達成、あるいは治水・利水・湖岸生態系の保全目的の達成)その環境影響評価を判断の根拠とするのでは理念の転換とならない。たとえば、集水域の森林帯や湖内、湖底環境も湖岸生態系と同様に保全すべき目的の中に含めるべきで、湖岸生態系は「主(保全の対象)」、森林帯や湖内、湖底環境は「従(結果的に引き起こされる影響)」とする理屈は成り立たないのではないか。これら全てを含めた「環境・生態系」を保全目的に含めることによって計画の幅が広がり、選択肢も多様になるのではないか。

3. 「見直し案」の琵琶湖環境・生態系保全の視点について

- ◆ ヨシ群落、魚の産卵環境、植生、底生生物の生息環境、固有種の絶滅などについては他の委員の意見を踏まえ、必要があれば後ほど補足したい。
- ◆ 「丹生ダムが下流河川及び琵琶湖に及ぼす影響」の記述をめぐっては以下の点について更に調査・検討をお願いしたい。
- ◆ 姉川の融雪出水と溶存酸素変化について
 - 今回の「見直し案」は、環境白書のデータに基づいて融雪出水量と秋・冬季底層溶存酸素の低下との関係が見られず、深底部への溶存酸素の供給の大半は大循環によるもので融雪出水は大きな要因とならないと結論付ける一方、追加調査とデータの蓄積が必要であるとしている。
 - しかし、溶存酸素データ獲得の時期、測定地点、測定深、測定頻度などがその解釈を左右する重要な要因となるため、一般論として、示された環境白書データに大きく依存する記述をそのまま受け入れることは難しい。また、姉川から流入した河川

水の流向・流速ベクトルについても平成 14 年 3 月 28 日の 1 回の調査結果だけであるから、融雪出水の貫入は無い筈だとする結論を受け入れることも難しい。むしろ結論は、ダム建設が湖底環境に大きな影響をもたらさないということではなく、現象の把握が不十分であるため追加調査とデータの蓄積を進めなければならない、ということではないか。

- とくに、琵琶湖の湖底環境ここ 20 年ほどの間に大きく変化し、湖底の還元状態の進行と深底部の物理・化学・生物現象を懸念させる実態調査の知見も報告されている。ダム建設による溶存酸素供給量の低下とそれが引き起こす湖底環境の更なる悪化が深刻なものとなり得ないとするに足る科学的な判断を導き出すためには、そういった情報を幅広く判断の材料とするとともに本格的なデータの収集に取り組む必要があると考えるがどうか。
- 低酸素化が進行しているのが深底部だとすれば、姉川から供給される月最大溶存酸素量と琵琶湖全体の溶存酸素量を比較する意味はあまり無いように思うが？
- また、ダムの水質が長期的に琵琶湖の水質、生態系に及ぼす影響に関する検討結果については、データの公開を含めて幅広い情報の提示をお願いしたい。

ⁱ 今後進められる、利水、治水を含めた計画全体の議論の中に反映されるべきものとする。

寺川委員ご意見

4.6.3 ダムの整備方針 (4) 丹生ダム

- ・5つのダム見直し案全体についても、代替案を検討した形にしているが、河川法改正に基づき提言が示した新たな河川整備の理念、新たな河川整備計画のあり方を反映した見直し案とは言い難い内容である。丹生ダムについても同様である。
- ・特に、新たに加わった環境と住民意見の反映については、検討がきわめて不十分である。
- ・ダム計画については、提言4-6でそのあり方を述べているが、「原則として建設しない」というのが委員会の中心であり、その重い意味を受け止めれば安易にダム計画が有効との結論は出せないはずである。
- ・ダム計画においては、徹底した情報公開と説明責任果たさなければならない事項として5項目を示しているが、その中の自然環境への影響・改善策と、自然環境の価値を考慮した経済性についてはほとんど触れられていない。
- ・ダムの目的を大幅に変更することによって建設の必要性を論じているが、その根拠と、それに伴う財政負担の移動など目的変更は簡単ではなく、むしろ建設目的を失ったことになりその意味の方が大きい。
- ・各ダムそれぞれに、代替案は費用がかさみ住民の理解が得られないと結論づけているが、ダム計画の費用がどれくらいかかるかさえ示せないのに、どうしてダムが有効といえるのか疑問であり、住民の理解が得られないとする根拠がきわめて希薄である。ちなみに、ダム事業費は当初金額を大幅に上回るのが常識で、日奈知ダム当初500億円が完成時952億円、日吉ダム当初1200億円が完成時1836億円(ダムに関する説明資料 治水部会20,21より)で、この方が住民の理解が得られない。
- ・水位操作を固定的に考えているが、利水が出ていないのに放流量が決められるのか極めて疑問である。
- ・治水対策として、破堤の危険箇所も示さず、堤防強化策の検討がまったく考えられていない。
- ・丹生ダム予定地の自然度は高く、ダム計画の見直し参考資料(丹生 1~29)に載せているが、イヌワシ、クマタカなど重要な種が生息している。ダム計画はそれらの種に多大な影響を与える事が考えられるが、過去にも有効な対策は聞いたことが無い。すなわち、それらの種を失う事になる。
- ・姉川水系における滋賀県の治水の考え方(説明資料第4編 30)で、ダムが最も有効としているが、その根拠は過去の検討手法によるもので、環境と住民意見はまったく反映されていない。さらに、ここでも「淡海の川づくり検討委員会」での議論が述べられており、流域委員会と合同で議論する事が有効である。
- ・丹生ダムが、琵琶湖の急速な水位低下抑制による環境改善と、姉川・高時川環境改善のための水量を確保するとしているが、この主張は信じられない。
そもそも、ダム湖の水は汚濁水であり、この水が環境改善に役立つと言えるのは、よほど汚い水が貯留している水溜まりにそそぐというのであればまだ分かるが、きれいな琵琶湖

の北湖に注ぐのである。だし平ダムの放流がどのような悲惨な結果を招いたか記憶に新しいが、丹生ダムの貯留水を一気に放流すれば、環境改善どころか琵琶湖全体を汚す事になると考えるのがまともである。

- ・水質について、この重要な問題がこれからの検討課題となっている。(説明資料第4編 41) 今回の提言では、水質について重視する方向を明確にしており、この面での検討を抜きにして、量だけでダム計画を評価することはできない。
- ・琵琶湖の溶存酸素が年々低下してきている事が問題になっている。冬の雪解け水が湖底に溶存酸素を送り込んで、琵琶湖の水質を生き返らせているように聞いているが、説明資料第4編 37～41では、姉川からの溶存酸素供給量はわずかだから大したことはないように説明されている。

この説明も非常にいい加減な調査と説明と言わざるを得ない。資料そのものの信憑性も確認する必要があるが、このような大事な事をこの程度の資料と説明で納得できるわけが無い。

資料では姉川からの溶存酸素は最大月で約1,300tでありわずかである(第4編-40)。と記しているが、しかし、こうした蓄積が琵琶湖の溶存酸素を維持しているのではないのか。ダム計画は丹生ダムだけではなく、県の治水ダムとして姉川ダムが完成したほか、芹川の来栖ダム、安曇川の北川第1、第2ダム計画が進められている。こうしたダムが完成したときどのような事が起るかまったく検討されていない。自分のことさえ見ていないのである。周りの状況もしっかり見たうえで溶存酸素ほか琵琶湖の環境を十分調査・検討した上で正確に評価すべきである。

- ・まだまだ各項目で指摘したい事はあるが、今後議論していきたい。
- ・最後のまとめで、水位低下の抑止策、河川生態系再生、洪水対策の3点から丹生ダムの建設が有効としているが、上記の問題点や疑問が多くあり、いずれも検討不十分で有効といえない。

また、今後の調査・検討とされた事項について、の利水について、早急な水需要の精査・確認がある。遅れているが、利水が丹生ダムの主要な建設目的である。今回、その中心目的が水位低下にすりかえられている。利水の予測・計画こそ早く出すべきであり、他の目的と並行して議論を行わない事にはまともな検討ができない。

2 各テーマ別部会に文書で出された意見

意見	委員 意見提出先
計画策定	
4.1 計画策定、実施のあり方	
4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携	
<p>環境-15：横断方向の河川形状の修復の検討（内湖・湿地帯）（滋賀県と調整）</p> <p><意見></p> <p>現在、滋賀県では淀川水系流域委員会と並行して、淡海の川づくり委員会が河川法の県版として進んでいるが、両者間の連携はほとんどはかられていない。委員についても兼任している人が何人かおり（私もその一人）、この機会に、両委員会での連携・協働について考えるべきである。</p> <p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両委員会で話し合いの場をもつ ・情報交換を密にする ・合同で意見を聞く会を開く 	寺川 環境・利用
5. 具体の整備内容	
<p>提案</p> <p>淀川下流の河口～毛馬大堰を対象とした汽水域で大阪湾の矢倉海岸・神崎川那部河口から毛馬大堰、鳥飼大橋、城北公園にまたがる地域で大阪市西淀川区、淀川区、東淀川区の右岸をモデルとして提案してみる。</p> <p>人口は約 50 万人であり、大変でもあるが、先ずあげるのが淀川レンジャーであり、それに供なう地域流域センター設立の計画準備実行案である。つづくのが防災、高水敷の利用、スポーツ施設の問題である。</p> <p>流域センター設置予定地 約 15ヶ所</p> <p>名張地区、今津（北湖）、長浜・彦根、日吉・亀岡地区、木津地区、南郷・大津、宇治地区、びわ湖大橋、嵐山地区、三川合流、三川合流（大山崎）、三川合流、枚方本部（長柄大堰、鳥飼大橋、城北地区）、鴨川（京都市内）、十三淀川地区（汽水域）=モデル</p>	小竹 住民参加
河川環境	
<p>琵琶湖周辺で、産・官・学・民連携成功事例の一つに「豊穰の郷 赤野井湾流域協議会」がある。</p> <p>住民との連携、情報、環境学習等の具体的カタチが見られるはず。</p> <p>新たな協議会を創設するのではなく、住民イニシアティブの既存の組織を自治体・関係省庁がどうサポートできるのかという主・従（サポート）の関係性を明確にした既存組織を生かす方策にすべきである。</p>	藤井 住民参加
5.2 河川環境	
5.2.1 河川形状	
(2) 横断方向の河川形状の修復	
<p>1) 横断方向の河川形状の修復の実施</p> <p>水辺移行帯</p> <p>瀬田川 名神高速下流～瀬田川洗堰区間(環境-6)</p> <p><意見></p>	有馬 環境・利用

意見	委員 意見提出先
<p>水辺移行帯について シート(環境-6)： のイメージ図は、木津川、宇治川の各所に見られる「多自然型低水護岸」と全く同じという印象を持つ。既設のこれらの護岸工は流況、位況が改善されない限りは水辺移行帯の創出とは縁遠い結果になっている。</p>	
<p>1)横断方向の河川形状の修復の実施 水辺移行帯 琵琶湖 家棟川地区(環境-8) <意見> 水辺移行帯について シート(環境-8)：「水辺移行帯」という名の河川公園が出来らしい。モニタリング結果をどう活用するのかも分からないし、単に実験場としての存在であるように思われる。</p>	有馬 環境・利用
<p>2)横断方向の河川形状の修復の検討 水辺移行帯 野洲川河口部 環境-12：野洲川河口部 <意見> フローチャートが示されているが、川岸および河口の水辺移行帯の重要なテーマであることから、これを一つの例題にして、現時点で可能な修復検討内容をもう少し詳しくかつわかりやすく示してほしい。なお、流砂や生物の生息・生育環境に専門的な知識を必要とすることから、修復検討委員会などを設けて検討する必要がある。</p>	寺川 環境・利用
2.1.2 水位	
<p>7行目下 (追加) ・・・河川の生態系に影響を与えている場合がある。 <u>また、流入河川でのダム開発、非洪水期の高水位維持等の人為的原因により琵琶湖岸各所で著しい湖岸侵食が発生している。</u> 琵琶湖では、水位低下する頻度が増大しており、・・・</p>	寺川 環境・利用
4.2.2 水位	
<p>12行目 特に琵琶湖については、治水・利水への影響を踏まえた上で、琵琶湖周辺の環境を考慮し、生物の生息・生育環境・(追加)砂浜を保全及び再生するための水位操作について検討する。</p>	寺川 環境・利用
5.2.2 水位	
<p>4行目 (2)生物の生息・生育環境・(追加)砂浜を保全及び再生するための水位操作の検討 瀬田川 瀬田川洗堰</p>	寺川 環境・利用
2.1.4 水質	
<p>(最後に追加) <u>また、琵琶湖、淀川水道取水口付近においては、2サイクルエンジンを搭載す</u></p>	寺川 環境・利用

意見	委員 意見提出先
<p>る水上オートバイの局所的な利用により、その排ガスに含まれる未燃焼ガソリンに起因する発がん性物質ベンゼン等VOCが、検出されている。その結果、本来清浄な水を取水すべき水道事業者により、活性炭を投入するなどの本末転倒の対策がなされている。同時に排出されているPAHs（多環芳香族）については、調査すら行われていない。</p>	
5.2.4 水質	
(2) 琵琶湖の水質保全対策	
<p>復元のための調整・検討・試験施工ではなく「復元する」と明確に目的を述べる。</p>	川端 環境・利用
<p>琵琶湖の水質保全対策について これまでほとんど考えたことのないものの印象でありまとはずれであるかもしれませんが、他の対策も含め、十分に可能性が検討されたのか疑問に思います。また、ピオトープや水辺移行帯の復元が水質改善に大きな効果をもつとはには信じ難く思います。</p>	原田 環境・利用
利用	
2.4.1 水面	
<p>35行目 上記条例と現行条例の「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等により、今後どの範囲にするのかなど細部の調整を図っている。 (変更)による利用の適正化が試みられているが、いずれの条例も実効性に乏しく問題解決は期待できない。</p>	寺川 環境・利用
5.5.1 水面	
<p>「水を汚染しない」・「川や湖の生態系を壊さない」・「他人に迷惑をかけない」ことの原則を上記「水面利用協議会」に謀る素案を作った上で各河川・湖の実施細則を願ってはどうか。その際に「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」・水上バイクに関する滋賀県条例との調整を図る必要がある。 (註)上記の滋賀県の各条例の写しを庶務で用意願う。 (意見) 『水を汚染しない』・『川や湖の生態系を壊さない』・『他人に迷惑をかけない』ことを基本原則」(『提言』要記、10頁、4-5(2)2~3行)を「水面利用委員会(仮称)」で早急に作成し、成文化したものを、各河川の「水面利用協議会」を通じて公表し衆知を図って貰うことにしてはどうかと思う。その際、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」・水上バイクに関する条例との不調整のないように図らねばならない。</p>	倉田 環境・利用
<p>河川湖沼利用を前提に成立する「琵琶湖漁業・淀川水系漁業」などを軽視しすぎている。湖沼・河川の重要産業であることを配慮されるべきで、レジャーと同列に利用の一部とされるのはどうかと思う。法的規制も長らく遵守し、河川漁場管理も漁業方法や漁業者組織も整備されているのだから。</p>	倉田 環境・利用
<p>(1) 1) 水上オートバイの利用規制(変更) <u>禁止</u></p>	寺川 環境・利用

意見	委員 意見提出先
<p>(追加) <u>琵琶湖・淀川本川(変更)水系では、全面禁止(削除)当面、摂津市津屋地区(淀川右岸1.7km付近)での利用に限定し、将来的には摂津市津屋地区には、大阪府、大阪市、守口市の水道水源に近く、水質調査の結果ではベンゼン、キシレン等の検出も確認されていることから上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討</u></p>	
<p>滋賀県域の瀬田川、(追加) <u>琵琶湖では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(滋賀県条例第52号)との連携を図り、利用規制を検討し、規制区域を設定(変更)の改正を滋賀県に対し求める。</u></p>	寺川 環境・利用
<p>2) 船舶等の通航規制 (追加) <u>琵琶湖・淀川本川(変更)水系では、水上オートバイ、プレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域の設定</u></p>	寺川 環境・利用
<p>(追加) <u>3) 船舶等の登録制と総量規制</u> <u>琵琶湖・淀川水系を航行する船舶すべてに対し登録制度を導入し、マリーナ、港湾等からの出艇管理することで、利用の適正化と排ガス等の水質、底質、生態系への影響を勘案した総量規制を検討する。</u></p>	寺川 環境・利用
<p>(2) <u>瀬田川(変更)琵琶湖・淀川水系では、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等からなる瀬田川(変更)琵琶湖・淀川水系水辺利用者協議会(仮称)を設置し、既存の棧橋・係留施設の集約・共有化を検討</u></p>	寺川 環境・利用
<p>5.5.2 河川敷</p>	
<p>(1) 河川敷地占用許可施設</p>	
<p>3行目 1) ゴルフ場、公園、(追加) <u>マリーナ等</u> 占用許可施設 設置単位 <u>琵琶湖・瀬田川</u> <u>宇治川・淀川本川</u> 猪名川 宇治川 桂川 木津川下流 瀬田川 木津川上流 野洲川 草津川</p>	寺川 環境・利用
利水	
<p>既存水源施設(ダム等)の効率的運用 渇水時運用： 水源施設の総合的操作管理の再検討(瀬田洗堰、ダム群、淀川大堰等)</p>	荻野 利水
<p>水源ダムや瀬田川洗堰からの放流量、大川取水堰分流量、神崎川分流量、基準</p>	荻野

意見	委員 意見提出先
<p>点流量、淀川大堰放流量等のデータに基づいた、水収支計算を公表する必要がある。河川の流量は年々あるいは季節によって、大きな変動をする。また、昨今は少雨傾向が言われている。余裕があると思われても、日照りの年には、深刻な干ばつに見舞われることになる。「渇水」に対する備えは、「洪水」に対する備えと同様に、その社会のもつ「ダム等の水資源施設によらない」対応も必要である。節水対策、緊急対策、臨時の権利転用等によって、日頃、それを組み込んで社会的ソフト対応を整備することが必要である。すなわち、「渇水対策」を日常備えておくことである。</p>	利水
ダム	
<p>議論の進め方に関するもの</p> <p>丹生ダムおよび大戸川ダムの建設目的に環境回復がとりこまれた。部会でもこのことについての十分な議論が必要ではないかと考える。その際の具体的な手順として以下のような案を考えた。</p> <p>検討の進め方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部会時もしくは事後の意見収集の形で河川管理者があげているダム建設根拠の問題点を各委員に指摘してもらう 2 その結果を検討し、委員会として見解をだすべき部分を課題として抽出。課題ごとの検討グループをつくる。同時に、追加資料と説明を河川管理者に求める。また各グループが情報収集を行う。 3 河川管理者の説明を受けた後、集めた情報ももとに、課題ごとのグループで検討し、見解をまとめる。その際には、「ダム建設の根拠として肯定できることはなにか、肯定も否定もできないことはなにか、否定できることはなにか」について委員会としての判断を示すことをめざす。また「現時点で肯定も否定もできない根拠について、肯定もしくは否定するためになにかが必要か」を示すことも可能なかぎりめざす。委員会が意思決定するのではなく、意思決定のために必要な情報をできるだけはっきりさせることをめざす。 <p>なお、環境利用部会で議論をするのではなく、地域部会での議論に環境部会の委員の一部が加わるという形もありえよう。いずれにせよ、ダムについての委員会の議論はとくに注目されており、十分な時間をかけ、禍根を残さない対応が必要であると考えます。</p>	原田 環境・利用
<ol style="list-style-type: none"> 1. 琵琶湖岸生態系の回復は、瀬田の運用(6月15日)の再検討が不可欠。今の提案では、コイ科の産卵期は増えない。渇水被害の軽減も少ないだろう。 2. 上記の見直しに伴う洪水ポテンシャルは本当に大きいのか、住民の同意が得られないという一刀両断はオカシイ。 3. 利水需要の見直しは、まったくされていない。いずれの計画も。 4. 高時川などの瀬切れをダムで解決することが、本当に生態系にやさしいのか？ 5. ビワコアユ、ビワマスは琵琶湖資源としては減少していない。すなわち瀬切 	谷田 委員会

意見	委員 意見提出先
<p>れは自然の振幅の中かもしれない。</p> <p>6. 扇状地河川の天井川が瀬切れの原因、すなわち堤防を積み上げてきたのが主因。掘削や引堤の促進が本来の解決法である。</p> <p>7. 高時川、姉川についてはまさに破堤を回避し、洪水を許容する治水計画の策定が必要と思われる。</p> <p>8. 開発水量 / ダム容量の比は重要なパラメーターであるが、これではダムの環境負荷を評価することはできない。</p> <p>9. 丹生ダムについては、琵琶湖瀬田川の運用、亀岡の治水とも関連するので、流域全体で議論するほうが、委員会としても適切ではないか。</p> <p>10. 委員会の規模（人数）が大きすぎて議論が深まらない。提言の最後の詰めのようなWGも必要になるのではないか。</p>	
<p>丹生ダム、大戸川ダム</p> <p>意見：琵琶湖の水位低下を抑制し環境改善に役立てるという建設理由についての根拠が薄弱である。</p> <p>急激な水位低下が生態系に変化をもたらしたことを示す証拠が薄弱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライド 1-12 に示された漁獲量の推移は、洗堰の操作規則策定後（平成 4 年 = 1992 年以後）に漁獲量が激減したことを示していない。それ以後に激減したのはホンモロコのみ。 <p>丹生ダムによる水位低下抑制の生物の生息環境改善効果の根拠が薄弱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっとも問題となるのは、洪水調節期への移行時の水位低下であると考えられているはずであり、その抑制にダムは有用ではない。 ・水位低下抑制が期待できる時期が繁殖盛期をすぎた 7 月後半以降であり、クリティカルな時期をすぎている（たとえば、スライド 1-22 にあげられているデータは「7 月以降にも、ヨシ帯を利用していた魚もいた」という程度のことしめしているようにしか見えない）。 ・スライド 1—38 に示された沈水植物にとって水位低下が問題であるという証拠はあるのか？水位低下は光環境の改善をもたらし、かえって好都合ということはないのか？ <p>天ヶ瀬ダム</p> <p>質問：スライド 49、51 に瀬田川流下能力の限界を大きくしても、琵琶湖水位が+1.4m までならないと毎秒 1500t を流すことは不可能とある。このことを考えると、スライド 34 から 39 の琵琶湖の洪水改善効果のうち既往豪雨についての改善は、瀬田川の改修のみで達成できることではないのか。どこまでが瀬田川の改修のみで可能なことであり、どれは天ヶ瀬ダムの改修が伴わなければ無理なことなのかを明確にわかるように説明すべきでなかったのか？そうされなかったのはなぜか？</p>	<p>原田 委員会</p>